

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取印刷所
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町 鳥取印刷所

(定価一冊一圓月三百円(送料を含む。))

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日
に当り、翌日
に於て発行)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

- 公安規則 風俗営業等取締法施行条例施行規則
- 公安告示 風俗営業等取締法施行条例の施行に伴う申請書及び届書の様式等の廃止

公安委員会規則

風俗営業等取締法施行条例施行規則をここに公布する。

昭和四十一年一月十七日

鳥取県公安委員会委員長 井上 善一

鳥取県公安委員会規則第一号

風俗営業等取締法施行条例施行規則

(営業許可申請書)

第一条 風俗営業等取締法施行条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第九号。以下「条例」という。)第五条第一項の申請書は、様式第一号による。

(営業許可証再交付申請書)

第二条 条例第六条第三項の申請書は、様式第二号による。

(営業許可証の返納)

第三条 条例第七条の規定による許可証の返納にあつては、様式第三号

による返納書を添付しなければならない。

(営業許可更新申請書)

第四条 条例第九条第一項の申請書は、様式第四号による。

(構造設備の増築等の承認の申請等)

第五条 条例第十条の公安委員会が指定する事項についての変更は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 遊技に用いる機械又は器具の変更
- 二 従業者又は家族の居室の客室への転用又は客室の従業者又は家族の居室への転用

第六条 条例第十条の規定による承認の申請は、同条前段に係るものにあつては様式第五号による申請書を、同条後段に係るものにあつては様式第六号による申請書を、それぞれ公安委員会に提出しなければならない。

(届出事項)

第七条 条例第十一条の規定による届出は、様式第七号による届書を公安委員会に提出しなければならない。

(使用人の雇用又は解雇の届出)

第八条 条例第十二条の規定による届出は、様式第八号による届書を所轄警察署長に提出しなければならない。

(施設の兼用の承認の申請)

第九条 条例第二十二条ただし書の承認を受けようとする者は、様式第九号による申請書を公安委員会に提出しなければならない。

(時間外営業の承認の申請)

第十条 条例第二十三条ただし書、第二十九条ただし書又は第三十条ただし

様式第1号

その1 個人用 風俗営業営業許可申請書

年 月 日

鳥取県公安委員会殿

申請者 住 所

ふりがな
氏 名

印

次のとおり風俗営業を営みたいので許可を申請します。

申請者	本 籍 所	姓 名	生 年 月 日
	本 住 所	氏 名	生 年 月 日
管理者(管理 者を定めた場 合に限る。)	本 籍 所	姓 名	生 年 月 日
	本 住 所	氏 名	生 年 月 日
営業所	名 称	所 在 地	
営 業 種 別			
遊技機の名称、遊技の方法 並びに賞品の金額、品目及 び提供方法(遊技場の場合 に限る。)			

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。
 2 次の書類を添付すること。
 (1) 営業用家屋等の平面図(各室の用途、面積及び構造設備を明示するとともに、営業所の総面積を附記すること。)
 (2) 営業用家屋等の位置から100メートル以内の地域の略図
 (3) 営業用家屋等が他人の所有に属するときは、その使用権を疎明する書類

し書の規定による承認を受けようとする者は、様式第十号による申請書を公安委員会に提出しなければならない。
 (遊技の料金並びに賞品の最高額、種類及びその提供方法)
 第十一号 条例第二十八号第二項第二号の規定により公安委員会が定める遊技の料金並びに賞品の最高額、種類及びその提供方法は、別表のとおりとする。
 (興技会の開催の承認の申請)
 第十二号 条例第二十八号第二項第七号の承認を受けようとする者は、様式第十一号による申請書を所轄警察署長に提出しなければならない。

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

別表

遊技の料金並びに賞品の最高額、種類及びその提供方法

遊技の種類	遊技の料金	賞品の最高額	賞品の種類	賞品の提供方法
ばちんこ	玉一個につき 二円以下	賞品一個につき 五百円	たばこ、菓子類 (包装したもの)、 かん詰、びん詰	1 営業所内で 賞品を提供す ること。
スマルト ボール	玉一個につき 二円以下	賞品一個につき 五百円	かん詰、びん詰 類(酒類を除 く。)	2 客の求める 賞品を提供す ること。
射 的	玉一個につき 五円以下	賞品一個につき 三百円	日用品、 繊維製品類	
まあじや ん	一卓一荘につき 三百円以下			

様式第2号

風俗営業許可証再交付申請書

年 月 日

鳥取県公安委員会殿

申請者 住 所

ふりがな
氏 名

印

次のとおり風俗営業許可証の再交付を申請します。

営 業 種 別	
許 可 年 月 日	
許 可 番 号	
営 業 所 名 称	
営 業 所 所 在 地	
申 の 事 由	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。
 2 申請書が法人である場合においては、住所は法人の事務所の所在地、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 3 き損のため許可証の再交付を申請する場合は、そのき損した許可証を添付すること。

その2 法人用

風俗営業営業許可申請書

年 月 日

鳥取県公安委員会殿

申請者 事務所の所在地

法 人 の 名 称

ふりがな
代表者の氏 名

印

次のとおり風俗営業を営みたいので許可を申請します。

代 表 者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
業 務 行 乃 役 員 を	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
管 理 者 (管 理 者 を 定 め た 場 合 に 限 る 。)	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
営 業 所	名 称	
	所 在 地	
営 業 種 別		
遊技機の名称、遊技の方法並びに賞品の金額、品目及び提供方法(遊技場の場合に限る。)		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。
 2 次の書類を添付すること。
 (1) 定款及び登記簿の抄本
 (2) 営業用家屋等の平面図(各室の用途、面積及び構造設備を明かするとともに、営業所の総面積を附記すること。
 (3) 営業用家屋等の位置から100メートル以内の地域の略図
 (4) 営業用家屋等が他人の所有に属するときは、その使用权を説明する書類
 3 「業務を行なう役員」の欄が不足するときは、別紙として当該欄と同様のものを設け、それに記載すること。

様式第4号

風俗営業営業許可更新申請書

年 月 日

鳥取県公安委員会殿

申請者 住 所

ふりがな
氏 名

㊟

次のとおり風俗営業の営業の許可の更新を申請します。

営 業 種 別
営業者(法人にあつては法人の代表者) 住 所
氏 名
許 可 年 月 日
許 可 番 号
営 業 所 名 称
所 在 地
更 新 期 間

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。
- 2 この申請書は、許可の有効期間満了の日の3日前までに提出すること。
- 3 申請者が法人である場合においては、住所は法人の事務所の所在地、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 次の書類を添付すること。
- (1) 許可証
- (2) 営業に係る県税事務所長等の発行する娯楽施設利用税の納税済証(現に当該営業者にその納付し、若しくは納入すべき娯楽施設利用税がない場合又は納期前である場合を除く。)又は滞納に係る娯楽施設利用税について徴収猶予を受けたことを証する書類

様式第3号

風俗営業許可証返納書

年 月 日

鳥取県公安委員会殿

返納者 住 所

ふりがな
氏 名

㊟

次のとおり風俗営業許可証を返納します。

営 業 種 別
許 可 年 月 日
許 可 番 号
営 業 所 名 称
所 在 地
返納者の営業者との関係
返納事由及び当該事由が生じた日

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。
- 2 返納者が法人である場合においては、住所は法人の事務所の所在地、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 返納事由が生じた日から起算して10日以内に返納すること。
- 4 営業者が死亡(法人にあつては解散)した場合の返納は、配偶者、他共同の親族又は清算人がすること。

様式第6号

法人の代表者等の変更等承認申請書

年 月 日

鳥取県公安委員会殿

申請者 住 所

ふりがな
氏 名

印

風俗営業等取締法施行条例第10条の規定により法人の代表者等の変更等の承認を受けたいので申請します。

営 業 種 別	
許 可 年 月 日	
許 可 番 号	
営 業 所	名 称
	所 在 地
申 請 の 内 容	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。
 2 申請者が法人である場合においては、住所は法人の事務所の所在地、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 3 許可証を添付すること。

様式第5号

構造設備増築等承認申請書

年 月 日

鳥取県公安委員会殿

申請者 住 所

ふりがな
氏 名

印

風俗営業等取締法施行条例第10条の規定により営業所の構造設備の増築等の承認を受けたいので申請します。

営 業 種 別	
許 可 年 月 日	
許 可 番 号	
営 業 所	名 称
	所 在 地
増 築 等 の 内 容	
増築等の着手予定年月日	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。
 2 申請者が法人である場合においては、住所は法人の事務所の所在地、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 3 次の書類を添付すること。
 (1) 許可証
 (2) 構造設備の増築又は改築をしようとする場合においては、増築又は改築をする部分を示した営業所の平面図
 (3) 遊技に用いる機械又は器具を変更しようとする場合においては、変更しようとする遊技に用いる機械又は器具の名称、数量、種別、構造説明を記載した書物及び遊技に用いる機械又は器具の写真で手札型のもの
 (4) 従業者又は家族の居室を客室に転用し、又は客室を従業者又は家族の居室に転用しようとする場合においては、転用する部分を明示した営業用家等用の平面図

その2 管 理 者 廃 止 届
年 月 日

鳥取県公安委員会殿

届出者 住 所
ふりがな
氏 名

管理者を廃止したので風俗営業等取締法施行条例第11条の規定により届け出ます。

営 業 種 別	
許 可 年 月 日	
許 可 番 号	
営 業 所	名 称
	所 在 地
廃 止 理 由	本 籍
	住 所
	氏 名
	生 年 月 日

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。
 2 届出者が法人である場合には、住所は法人の事務所の所在地、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 3 この届は、届出事由が生じた日から起算して10日以内に提出すること。
 4 許可証を添付すること。

様式第7号

その1 営業者の本籍等(遊技の方法等)変更届
年 月 日

鳥取県公安委員会殿

届出者 住 所
ふりがな
氏 名

営業者の本籍等(遊技の方法等)を変更したので風俗営業等取締法施行条例第11条の規定により届け出ます。

営 業 種 別	
許 可 年 月 日	
許 可 番 号	
営 業 所	名 称
	所 在 地
届出の内容及び当該事由の 生 じ た 日	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。
 2 届出者が法人である場合には、住所は法人の事務所の所在地、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 3 この届は、届出事由が生じた日から起算して10日以内に提出すること。
 4 次の書類を添付すること。
 (1) 許可証
 (2) 定款を変更したときは、変更前の定款の写し及び変更後の定款の写し。

様式第8号

使用人雇用(解雇)届

年 月 日

警察署長殿

届出者 住 所

ふりがな
氏 名

印

使用人を雇用(解雇)したので風俗営業等取締法施行条例第12条の規定により届け出ます。

営 業 種 別	
許 可 年 月 日	
許 可 番 号	
営 業 所	名 称
	所 在 地
雇 用 (解 雇) した使用人	雇 用 (解 雇) 年 月 日
	本 籍
	住 所
	氏 名
	生 年 月 日
	通 称
	通 勤 ・ 住 込 の 別
	従 事 業 務

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。
- 2 届出者が法人である場合においては、住所は法人の事務所の所在地、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 この届は、使用人を雇用(解雇)したときから10日以内に提出すること。
- 4 雇用(解雇)した「使用人」の欄が不足するときは、別紙として当該欄と同様の欄を設け、それに記載すること。

その3

休業(営業の再開)届

年 月 日

鳥取県公安委員会殿

届出者 住 所

ふりがな
氏 名

印

休業(営業の再開)をするので風俗営業等取締法施行条例第11条の規定により届け出ます。

営 業 種 別	
許 可 年 月 日	
許 可 番 号	
営 業 所	名 称
	所 在 地
休業する期間(休業する場合に限る。)	
営業を再開する日(営業の再開の場合に限る。)	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。
- 2 届出者が法人である場合においては、住所は法人の事務所の所在地、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 この届は、届出事由が生じた日から起算して10日以内に提出すること。
- 4 許可証を添付すること。

様式第10号

時間外営業承認申請書

年 月 日

鳥取県公安委員会殿

申請者 住 所

ふりがな
氏 名

印

第23条ただし書
風俗営業等取締法施行条例第29条ただし書の規定により時間外営業の承認を受けたいので申
第30条ただし書

請します。

風俗営業・飲食店の別	
営 業 種 別	
許 可 年 月 日	
許 可 番 号	
営 業 所	名 称 所 在 地
申 請 の 事 由	
承認を受けようとする営業の期間及び時間	期 間 時 間

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。
2 申請者が法人である場合においては、住所は法人の事務所の所在地、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第9号

施設兼用承認申請書

年 月 日

鳥取県公安委員会殿

申請者 住 所

ふりがな
氏 名

印

風俗営業等取締法施行条例第22条ただし書の規定により施設の兼用の承認を受けたいので申
請します。

営 業 種 別	
許 可 年 月 日	
許 可 番 号	
営 業 所	名 称 所 在 地
兼用しようとする営業	営 業 種 別
	兼用しようとする者
	本 籍 住 所 氏 名 生年月日 営 業 者 との関係
	兼用しようとする目的

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。
2 申請者が法人である場合においては、住所は法人の事務所の所在地、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
3 兼用しようとする者が法人である場合においては、「兼用しようとする者」の項は、法人の名称及び所在地のほか、法人の代表者について記載すること。
4 次の書類を添付すること。
(1) 許可証
(2) 兼用する部分を明示した営業所の平面図

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二号

次に掲げる告示は、廃止する。

昭和四十一年一月十七日

鳥取県公安委員会委員長 井 上 善 一

風俗営業等取締法施行条例の施行に伴う申請書及び届書の様式(昭和三十四年四月鳥取県公安委員会告示第五号)

昭和三十四年四月鳥取県公安委員会告示第六号(風俗営業等取締法施行条例第十条の規定に基づく変更事項の指定について)

昭和三十四年四月鳥取県公安委員会告示第七号(遊技料金の最高額等について)

様式第11号

競技会開催承認申請書

年 月 日

警察署長 殿

申請者 住 所

ふりがな
氏 名

風俗営業等取締法施行条例第28条第2項第7号の規定により競技会の開催の承認を受けたいので申請します。

営 業 種 別
許 可 年 月 日
許 可 番 号
営 業 名 称
営 業 所 在 地
開 催 の 日 時
遊 技 の 方 法、賞 品 の 金 額、品 目 及 び 提 供 方 法

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。
- 2 申請者が法人である場合においては、住所は法人の事務所の所在地、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 許可証を添付すること。